

消費生活情報かわらばん

50号



海老名市消費生活センター

海老名市勝瀬 175 番地の 1 海老名市役所 1 階
 ☎ 046-292-1000
 受付時間 9:00~16:30 (月~金)

海老名市消費生活センターは、市役所 1 階南側玄関のすぐ横にあります。
 相談受付時間は、平日、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで、海老名市に
 在住・在勤の方を対象に相談を行なっております。

消費生活全般にわたるサービスや商品などの契約トラブル、多重債務
 (借金) などの相談をお受けしていますのでご利用ください。

★「クーリング・オフ」をご存知ですか★

訪問販売など一定の場合に、無条件で契約を解除できる制度です。

期間は、訪問販売・電話勧誘などは契約書面を受け取った日から 8 日間です。

期間が過ぎていても解約できる場合があります。詳しくはお尋ねください。

★★クーリング・オフはがき作成用セット配布しています。★★

クーリング・オフをする際、実際に契約解除のはがきを作成しようと思う
 と、どのように書いたら良いのなかなかかわからないものです。

このセットにははがきが 2 枚入っており、業者名や契約金額などの項目を
 埋めていくことで簡単に作成できるようになっています。

消費生活センターで配布していますので、是非ご利用ください。記入の仕
 方などもアドバイスしています。



| | |
|---|-----------------|
| 解除書口へ 持参し封筒 宛先記載 封筒裏面 貼付 封筒を利用 | 郵便はがき □□□□□□ |
| <住所欄> | |
| <あて名欄> (事業者名) | |
| (代表者名) | 様 |

(はがき表)

| |
|--|
| 【依頼人】 申込(契約)日 年 月 日 商品等名称 商品等価格 円 事業者名 担当者氏名 |
| 【依頼人】(※この内の一方向のみ、一方は取り消し、解除を印す) 上記日付の(申込を撤回)・(契約を解除) します。 |
| 【依頼人】※平素の専断は取り消し、解除を印すこと で代金を支払っている場合は、口頭でキャンセルのうえ金額を記入し、 口づけをしては、支払い済みの 円は 直ちに返金してください。 <商品を受け取っていない場合は、口頭でチェックが 口なお、商品は早急に引き取ってください。> |
| 【依頼人】 年 月 日 (記入日) |
| (契約者) 住所 〒 |
| (契約者) 氏名 |

(はがき裏)

見守り 新鮮情報

孫娘が欲しいがっているランドセルを**インターネット**で探したら、定価6万円のところが**半額で販売**しているサイトを見つけ、希望の

色もあったので申し込んだ。翌日、

受注メールが届き、振込先口座が記載されていたので**振り込んだ**。振り込み確認後、1週間

で届くはずが1カ月経っても**届かない**。その後、メール

や申し込みフォームから**催促**をしても**返信がない**。サイト

にも住所、電話番号は**書かれていない**。**詐欺サイト**

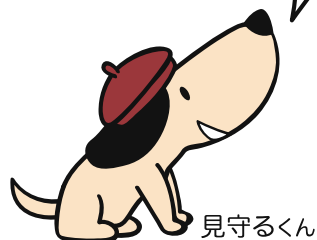
だったのか。(60歳代 男性)



商品が届かない！ ネットでの買い物は慎重に

ひとこと助言

所在地、電話番号を
確認しよう



見守るくん

- ネットで買い物したが、商品が届かない、連絡が取れないなど実体のない詐欺的なサイトで購入したことによるトラブルが多く見られます。ネットでの購入前には事業者の所在地、電話番号などを必ず確認しましょう。
- 商品が届く前に代金を支払ってしまうと、トラブルがあった場合に被害金を取り戻すことが難しくなります。前払いによる購入は十分注意しましょう。
- インターネット通販では、サイト内に事業者の名称、所在地等を表示しなければなりません。それらの表示のないサイトでの買い物はやめましょう。
- 分からないことや不安なことがあったら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。